

税務課からのお知らせ

町税についての不明な点は、税務課窓口（5番）にてご相談ください

① 町民税・県民税について

- 原則1月1日現在に住民票がある市町村で、前年中の所得等に基づき、課税される税金です。
- 賦課期日以降に町民税・県民税の納税義務者がお亡くなり場合は、相続人様等に納付していただくことになります。

③ 国民健康保険税について

- かつらぎ町で国民健康保険に加入されている方の世帯主に、あらかじめ4月1日から翌年の3月31日までの1年分を計算し、課税される税金です。
- 年度途中で国民健康保険に加入されている方がお亡くなりした場合、税額が変更されます。

【世帯主が死亡の場合】

課税額が減額。
新たな世帯主に課税されます。

【加入者が死亡の場合】

課税額が減額されます。

その他、様々なケースが考えられますので、不明な点がございましたら、税務課（5番窓口）までご連絡ください。

② 軽自動車税について

- 毎年4月1日現在の軽自動車等（軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車等）の所有者に対し、車両登録のある市町村で課税される税金です。
- 納税義務者（所有者または使用者）がお亡くなりの場合、車両の登録を変更（名義変更または廃車）するまで、相続人様に納付いただくことになります。

【普通自動車のお問い合わせ】

変更・移転：和歌山運輸支局（050-5540-2065）

自動車税：紀北県税事務所課税課（0736-61-0067）

【軽自動車のお問い合わせ】

変更・移転：軽自動車検査協会（050-3816-1846）

軽自動車税：かつらぎ町役場税務課

④ 固定資産税・都市計画税について

- 毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人に対し、課税される税金です。
- 賦課期日（1月1日）以降に納税義務者（固定資産の所有者）がお亡くなりの場合、当該年度以降にかかる固定資産税は、名義の変更をするまで相続人様等に納付していただくことになります。
- 相続人様が複数おられる場合は、代表して納付いただく必要があります。税務課から「代表相続人届」をお渡ししますので、必要事項にご記入、押印のうえ、ご提出ください。

◎ 町税の二重払い、更正による減額がある場合の還付については基本的に、相続人様に還付させていただきます。

◎ 町税に未納がある場合は、相続人であることがわかるもの（戸籍等）をご持参いただきましたら、滞納明細等を開示し納税相談をさせていただきます。
滞納町税の相続については、原則民法に従い、処理させていただきます。

